

電力会社から託送供給等約款の変更認可申請及び変更届出を受理しました

2020年7月28日

▶エネルギー・環境

本日、一般送配電事業者5社より託送供給等約款の変更認可申請及び一般送配電事業者4社より託送供給等約款の変更届出を受理しました。

1.概要

本日、経済産業省は、電力会社5社より電気事業法（昭和39年法律第170号。以下、「法」という。）第18条第1項の規定に基づく託送供給等約款の変更認可申請及び電力会社4社より法第18条第5項の規定に基づく託送供給等約款の変更届出を受理しました。

今後、電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁の意見も踏まえ、審査を行ってまいります。

※2020年7月22日付ニュースリリース

2.添付資料

各社の申請書類等については、以下のとおりです。

変更認可申請

東北電力ネットワーク株式会社

- [【別紙1-1】託送供給等約款変更認可申請書（PDF形式：1,816KB）](#) 
- [【別紙1-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書（PDF形式：43KB）](#) 
- [【別紙1-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（PDF形式：76KB）](#) 

東京電力パワーグリッド株式会社

- [【別紙2-1】託送供給等約款変更認可申請書（PDF形式：4,520KB）](#) 
- [【別紙2-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書（PDF形式：161KB）](#) 
- [【別紙2-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（PDF形式：243KB）](#) 

関西電力送配電株式会社

- [【別紙3-1】託送供給等約款変更認可申請書（PDF形式：1,898KB）](#) 
- [【別紙3-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書（PDF形式：38KB）](#) 
- [【別紙3-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（PDF形式：138KB）](#) 

四国電力送配電株式会社

- [【別紙4-1】託送供給等約款変更認可申請書（PDF形式：3,290KB）](#) 
- [【別紙4-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書（PDF形式：107KB）](#) 
- [【別紙4-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（PDF形式：264KB）](#) 

九州電力送配電株式会社

- [【別紙5-1】託送供給等約款変更認可申請書（PDF形式：5,848KB）](#) 
- [【別紙5-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書（PDF形式：42KB）](#) 
- [【別紙5-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（PDF形式：76KB）](#) 

変更届出

北海道電力ネットワーク株式会社

- [【別紙6-1】託送供給等約款変更届出書 \(PDF形式：14,645KB\)](#) 
- [【別紙6-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書 \(PDF形式：87KB\)](#) 
- [【別紙6-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 \(PDF形式：1,177KB\)](#) 

中部電力パワーグリッド株式会社

- [【別紙7-1】託送供給等約款変更届出書 \(PDF形式：3,391KB\)](#) 
- [【別紙7-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書 \(PDF形式：95KB\)](#) 
- [【別紙7-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 \(PDF形式：184KB\)](#) 

北陸電力送配電株式会社

- [【別紙8-1】託送供給等約款変更届出書 \(PDF形式：15,391KB\)](#) 
- [【別紙8-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書 \(PDF形式：63KB\)](#) 
- [【別紙8-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 \(PDF形式：63KB\)](#) 

中国電力ネットワーク株式会社

- [【別紙9-1】託送供給等約款変更届出書 \(PDF形式：1,254KB\)](#) 
- [【別紙9-2】一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づく事業者設定基準届出書 \(PDF形式：35KB\)](#) 
- [【別紙9-3】消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 \(PDF形式：929KB\)](#) 

担当

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

電力産業・市場室長 下村

担当者：廣兼、堀

電話：03-3501-1511(内線4741～6)

03-3501-1748 (直通)

03-3501-8485 (FAX)

-  [Get Adobe Acrobat Reader](#) [ダウンロード \(Adobeサイトへ\)](#) 

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|-------------|------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 10,684,526 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 19,180,731 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 8,073,399 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | ▲ 7,953,873 | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | 1,495,500 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 105,035 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | 15,228,450 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | 3,665,488 |
| 高圧 | 5,929,197 |
| 低圧 | 5,633,765 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | 3,665,488 | 60,166 | 0.06 |
| 高圧 | 5,929,197 | 93,884 | 0.06 |
| 低圧 | 5,633,765 | 85,980 | 0.06 |
| 合計 | 15,228,450 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、東北電力ネットワークの申請内容と合致していることから、同申請内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (百万円) | 根拠資料 |
|-----------------------|-----------|-------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 69,157 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 51,219 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 91,683 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | ▲ 2,946 | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | 6,411 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則の様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 1,191 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | 30,967 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (百万円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | 8,574 |
| 高圧 | 10,842 |
| 低圧 | 11,551 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (百万円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|----------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | 8,574 | 245,995 | 0.03 |
| 高圧 | 10,842 | 306,732 | 0.03 |
| 低圧 | 11,551 | 317,046 | 0.03 |
| 合計 | 30,967 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を
微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、東京電力パワーグリッドの申請内容と合致していることから、同申請内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更に伴って変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|--------------|-------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 46,923,846 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 42,092,934 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 62,214,819 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | ▲ 3,073,954 | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | - | 現行料金設定時の申請書 (算定規則の様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 820,403 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | 22,907,604 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | 7,140,644 |
| 高圧 | 7,241,369 |
| 低圧 | 8,525,591 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kW) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | 7,140,644 | 142,497 | 0.05 |
| 高圧 | 7,241,369 | 142,072 | 0.05 |
| 低圧 | 8,525,591 | 161,227 | 0.05 |
| 合計 | 22,907,604 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、関西電力送配電の申請内容と合致していることから、同申請内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|--------------|-------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 46,923,846 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 39,600,514 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 62,214,819 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | ▲ 3,073,954 | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | - | 現行料金設定時の申請書 (算定規則の様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 820,403 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | 20,415,184 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | 6,363,719 |
| 高圧 | 6,453,485 |
| 低圧 | 7,597,980 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | 6,363,719 | 142,497 | 0.04 |
| 高圧 | 6,453,485 | 142,072 | 0.04 |
| 低圧 | 7,597,980 | 161,227 | 0.04 |
| 合計 | 20,415,184 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、関西電力送配電の申請内容と合致していることから、同申請内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|-------------|-------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 7,087,575 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 17,311,189 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 9,715,563 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | - | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | 78,067 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則の様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 124,651 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | 14,636,617 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | 2,995,969 |
| 高圧 | 5,561,329 |
| 低圧 | 6,079,319 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | 2,995,969 | 17,795 | 0.16 |
| 高圧 | 5,561,329 | 32,045 | 0.17 |
| 低圧 | 6,079,319 | 33,606 | 0.18 |
| 合計 | 14,636,617 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、四国電力送配電の申請内容と合致していることから、同申請内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順 1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第 2 6 条の 3 第 1 項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|--------------|-----------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 18,282,577 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 19,032,567 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 22,744,353 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第 1 第 1 表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | - | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | 75,905 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則の様式第 1 第 4 表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 291,892 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | 14,354,804 | |



算定手順 2：手順 1 で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第 2 6 条の 3 第 4 項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | 3,297,327 |
| 高圧 | 4,962,858 |
| 低圧 | 6,094,619 |



算定手順 3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第 2 6 条の 3 第 6～1 2 項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | 3,297,327 | 61,423 | 0.05 |
| 高圧 | 4,962,858 | 90,529 | 0.05 |
| 低圧 | 6,094,619 | 105,044 | 0.05 |
| 合計 | 14,354,804 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、九州電力送配電の申請内容と合致していることから、同申請内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 2 6 条の 3 の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|-------------|-------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 3,752,238 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | - | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 5,006,190 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | - | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | - | 現行料金設定時の申請書 (算定規則の様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 64,242 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | ▲ 1,318,194 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | ▲ 153,056 |
| 高圧 | ▲ 547,011 |
| 低圧 | ▲ 618,127 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | ▲ 153,056 | 11,630 | ▲ 0.01 |
| 高圧 | ▲ 547,011 | 40,349 | ▲ 0.01 |
| 低圧 | ▲ 618,127 | 43,853 | ▲ 0.01 |
| 合計 | ▲ 1,318,194 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、北海道電力ネットワークの届出内容と合致していることから、同届出内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|--------------|------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 18,001,865 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 1,786,238 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 24,745,437 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | ▲ 2,809,224 | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 325,166 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | ▲ 8,091,724 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-------------|
| 特別高圧 | ▲ 2,459,728 |
| 高圧 | ▲ 2,973,175 |
| 低圧 | ▲ 2,658,821 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | ▲ 2,459,728 | 120,038 | ▲ 0.02 |
| 高圧 | ▲ 2,973,175 | 142,788 | ▲ 0.02 |
| 低圧 | ▲ 2,658,821 | 122,083 | ▲ 0.03 |
| 合計 | ▲ 8,091,724 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、中部電力パワーグリッドの届出内容と合致していることから、同届出内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|-------------|------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 3,621,577 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 148,688 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 2,438,145 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | ▲ 2,311,734 | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 62,016 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | ▲ 1,041,630 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | ▲ 272,095 |
| 高圧 | ▲ 410,121 |
| 低圧 | ▲ 359,414 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kWh) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | ▲ 272,095 | 22,951 | ▲ 0.02 |
| 高圧 | ▲ 410,121 | 33,996 | ▲ 0.01 |
| 低圧 | ▲ 359,414 | 28,318 | ▲ 0.01 |
| 合計 | ▲ 1,041,630 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、北陸電力送配電の届出内容と合致していることから、同届出内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

委員会事務局の検算結果

算定手順1：今般の託送料金の変更で変動する額を算定する。

具体的には、外生的要因で決まる賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び
使用済燃料再処理費既発電費等を整理する。【算定規則第26条の3第1項】

| 項目 | 変動額 (千円) | 根拠資料 |
|-----------------------|-------------|------------------------------|
| 賠償負担金相当金 | 5,475,398 | 7月22日付け経産大臣からの通知 |
| 廃炉円滑化負担金相当金 | 2,780,509 | |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | ▲ 9,918,042 | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第1表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結済分 | | |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結済分 | | 現行料金設定時の申請書 (算定規則様式第1第4表) |
| 使用済燃料再処理等既発電費の事業税 | ▲ 129,493 | 現行料金設定時の事業税率により算定 |
| 合計 | ▲ 1,791,628 | |



算定手順2：手順1で算定した変動額の合計額を、現行の料金設定時の発受電量の比率で、
3つの需要種別（特別高圧、高圧、低圧）に配分する。【算定規則第26条の3第4項】

| | 変動額 (千円) |
|------|-----------|
| 特別高圧 | ▲ 570,401 |
| 高圧 | ▲ 578,606 |
| 低圧 | ▲ 642,621 |



算定手順3：需要種別の配分額を、現行の料金設定時に想定した販売電力量で割り、
料金の変動単価を算定する。【算定規則第26条の3第6～12項】

| | ① 変動額 (千円) | ② 販売電力量 (10 ⁶ kW) | ③=①/② 変動単価※ (円/kWh) |
|------|---------------|------------------------------------|---------------------------|
| 特別高圧 | ▲ 570,401 | 59,629 | ▲ 0.01 |
| 高圧 | ▲ 578,606 | 58,631 | ▲ 0.01 |
| 低圧 | ▲ 642,621 | 62,210 | ▲ 0.01 |
| 合計 | ▲ 1,791,628 | | |

※算出された変動単価を基に、仮で料金収入を試算する。その料金収入が、変動額を反映した託送料金原価の合計より多くなる場合は、変動単価を微調整する。このため、計算結果が合わない場合がある。

上記の検算内容は、中国電力送配電の届出内容と合致していることから、同届出内容は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第26条の3の規定に沿って算定されていることを確認した。

一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可等について

1. 認可申請及び届出の概要

[中 略]

(4) 料金変更の適用予定日

2020年10月1日※

※値上げとなる5事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮する観点から、値上げ相当分の適用期間の始期及び終期を1年延期するとしており、約款附則にて、2021年9月30日まで現行の料金に据え置く旨を規定。

(5) 変更内容

各社の料金の変更内容は、下表のとおり。

(円/kWh)

| | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 関西A※ | 関西B※ | 中国 | 四国 | 九州 |
|--------------------------|-------|------|------|----------------|----------------|------|------|-------|------|------|
| 特別高圧 | ▲0.01 | 0.06 | 0.03 | ▲0.02 | ▲0.02 | 0.05 | 0.04 | ▲0.01 | 0.16 | 0.05 |
| 高圧 | ▲0.01 | 0.06 | 0.03 | ▲0.02 | ▲0.01 | 0.05 | 0.04 | ▲0.01 | 0.17 | 0.05 |
| 低圧 | ▲0.01 | 0.06 | 0.03 | ▲0.03 | ▲0.01 | 0.05 | 0.04 | ▲0.01 | 0.18 | 0.05 |
| 2021年9月30日 までの料金変更額※※ | ▲0.01 | 0.00 | 0.00 | ▲0.02 ▲0.03 | ▲0.02 ▲0.01 | 0.00 | 0.00 | ▲0.01 | 0.00 | 0.00 |

※関西は、2022年3月に廃炉円滑化負担金の一部の回収が終了する。この変更を反映するため、2022年3月31日までは関西Aを適用し、2022年4月1日以降は関西Bを適用する。

※※東北、東京、関西、四国、九州は、2021年9月30日まで現行の託送料金に据え置き。

[以下 略]

令和 2 年 8 月 6 日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款の変更の認可等に関する意見 聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた一般送配電事業者(9社)の託送供給等約款の変更認可の申請及び変更届出について審査を行い、本日、当該認可を行うことに異存がない旨等を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

令和2年7月28日付けで、一般送配電事業者(9社※)より、託送供給等約款の変更認可の申請(電気事業法第18条第1項)及び変更届出(同法第18条第5項)がありました。これに関し、7月31日付けで、本認可申請について、経済産業大臣から当委員会宛てに意見の求めがありました(同法第66条の11第1項第5号)。また、本届出についても、法令上の意見聴取義務はないものの、託送供給等約款で設定する料金が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(以下「算定規則」という。)第31条の2において準用する第26条の3第1項の規定に基づき、適正に算定されているかについて、意見の求めがありました。

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、審査を行った結果、認可申請内容については、電気事業法第18条第3項の各号に照らし、適合していると認められたため、本日、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異存がない旨を回答したことをお知らせいたします。また、届出内容についても、審査を行った結果、算定規則第31条の2において準用する第26条の3第1項の規定に基づき、適正に算定されていると認められる旨を回答したことをお知らせいたします。

※認可申請者:東北電力ネットワーク(株)、東京電力パワーグリッド(株)、関西電力送配電(株)、四国電力送配電(株)及び九州電力送配電(株)

届出者:北海道電力ネットワーク(株)、中部電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)及び中国電力ネットワーク(株)

2. 添付資料

託送供給等約款の変更の認可について(回答)

託送供給等約款の変更の届出について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者:田中(睦)、後藤
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)
03-3501-1585(直通)